

平成20年8月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

招集年月日 平成20年8月2日(土曜日)

招集場所 広域連合議会議場(滋賀県厚生会館4階)

会議に出席した議員(25名)

1番 佐藤 賢	2番 松田 一義
3番 川島 信也	4番 富士谷 英正
5番 橋川 涉	6番 山田 亘宏
8番 中嶋 武嗣	9番 山崎 甚右衛門
10番 谷畑 英吾	11番 海東 英和
12番 中村 功一	13番 平尾 道雄
14番 津村 孝司	15番 藤澤 政男
16番 竹山 秀雄	17番 宇野 一雄
18番 伊藤 定勉	19番 山崎 義勝
20番 久保 久良	21番 山内 健次
22番 南部 厚志	23番 田中 久二
24番 岩根 博之	25番 二矢 秀雄
26番 熊谷 定義	

会議に欠席した議員(1名)

7番 國松 正一

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	目片 信	副広域連合長	北村 又郎
副広域連合長	井上 正	事務局長	辻 義昭
事務局次長	若山 和雄	業務課長	堀部 眞一
総務企画課 課長補佐	福井 久	業務課 課長補佐	望月 英司
総務企画課 主任幹事	古川 智一	業務副 主任幹事	伊藤 光洋

職務のため出席した者の職氏名

書記	荒川 貴之	主査	小林 露水
----	-------	----	-------

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 議案第 9 号から議案第 12 号
(平成 20 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 1 号)他 3 件)

追加日程

- 第 1 発議第 1 号
(後期高齢者医療制度に関する意見書(案))

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 議案第 9 号から議案第 12 号
(平成 20 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 1 号)他 3 件)

- 追加日程第 1 発議第 1 号
(後期高齢者医療制度に関する意見書(案))

開議 午後 2 時 1 1 分

議事の経過

(開会)

議長(山崎甚右衛門君) (午後 2 時 1 1 分) 定刻になりましたので、着席を願います。

ただいまから、平成 2 0 年 8 月、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 2 5 名でございます。欠席議員は 1 名。欠席議員は、國松正一君であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布をいたしております議事日程表のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配布をしております文書のとおりでありますので、ご了承を願います。

なお、山口副議長が 6 月 2 3 日をもって、広域連合議会議員としての任期が満了したことから、現在副議長が不在となっておりますので、ご報告いたします。

(日程第 1)

議長(山崎甚右衛門君) 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、議長において指名いたします。

橋川涉君は 5 番に指定いたします。

藤澤政男君は 1 5 番に指定いたします。

竹山秀雄君は 1 6 番に指定いたします。

久保久良君は 2 0 番に指定いたします。

田中久二君は 2 3 番に指定いたします。

岩根博之君は 2 4 番に指定をいたします。

(日程第 2)

議長(山崎甚右衛門君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、8 番、中嶋武嗣君。1 0 番、谷畑英吾君を指名いたします。

(日程第 3)

議長 (山崎甚右衛門君) 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思ひます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山崎甚右衛門君) 異議なしと、認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

(日程第 4)

議長 (山崎甚右衛門君) 日程第 4、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思ひますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山崎甚右衛門君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は指名推薦とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山崎甚右衛門君) 異議なしと、認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは指名いたします。滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、津村孝司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました、津村孝司君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定める事にご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山崎甚右衛門君) 異議なしと認めます。よって、津村孝司君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選をされました。

津村孝司君が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により

当選の告知をいたします。

(日程第5)

議長(山崎甚右衛門君) 次に日程第5、議案第9号から議案第12号までを一括議題といたします。書記をして、議案を朗読いたさせます。

書記(荒川貴之君) 朗読いたします。

議案第9号平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、議案第10号平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第11号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例)。

以上です。

議長(山崎甚右衛門君) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

広域連合長(目片 信君) 議長。

議長(山崎甚右衛門君) はい。目片広域連合長。

広域連合長(目片 信君) 議員の皆様方のご参集をいただき、平成20年8月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会し、提出いたしました諸案件のご審議を願うに当たりまして、その概要を説明させていただきますとともに、3月議会定例会以降の状況など諸般の報告をさせていただきます。

さて、先ごろ公表されました、平成20年版高齢社会白書によりますと、我が国の高齢化は世界に例を見ない速度で進行しており、今後、総人口が減少する中、高齢化比率は上昇を続け、2015年には4人に1人が、2035年には3人に1人が高齢者となり、また、75歳以上の高齢者についても、現在では10人に1人ですが、2035年には5人に1人と2倍の比率に増加をいたします。

また、65歳以上の高齢者の人口と15歳から64歳までの生産年齢人口の比率を見ますと、生産年齢人口を支え手とする2005年には3.3人が高齢者1人を支えていましたが、2035年には1.7人が高齢者1人を支える社会が到来いたします。こうした超高齢社会の到来は、本来は大変喜ばしいことではありますが、一方において医療費や介護費用など、社会保障費の増大にも対応していかなければなりません。超高齢社会であるがゆえに医療や介護が安心して受けられる体制の構築が重要であり、長寿医療制度は将来にわたって持続可能な制度として良質な医療を提供するためにも、必要不可欠なものと認識

をいたしております。今後とも長寿医療制度につきましては、見直すべき課題は見直すなど充実を図りながら、その定着と安定運営が図られるよう強く望むものであります。

さて、長寿医療制度を巡る全国的な動きについてでございますが、先ほど述べましたとおり、この制度は急速な高齢化が進む中、将来にわたって国民皆保険を堅持するため、多くの関係者が長きにわたり議論を重ね、本年4月に導入されたものであります。制度の趣旨や仕組みが十分に周知されていなかったことなどから、国民の皆様には誤解や不安が生じ、長寿医療制度を取り巻く環境は大変厳しいものとなりました。

このため、4月1日のスタートの日に、後期高齢者医療制度を、より親しみやすい名称とするため、「長寿医療制度」を通称名として使用することに決定されたところでございます。

その後もマスコミ報道や国会での議論が激しくなるとともに、被保険者証の未着、保険料の年金からの特別徴収や保険料の徴収ミスなど、運用面での問題が指摘され、揺れ動く中での制度の運営となりました。

本県では昨年度から幹事会や担当課長会議を頻繁に開催し、広域連合と市町とが緊密に連携を図り諸準備を進めてまいりました。特に重要な広報、啓発につきましては、パンフレットの全戸配布、医療機関等へのポスターの掲示や路線バスへの車内広告を行うとともに、市町や県の広報誌への掲載、さらには市町の職員の皆さんが地域に入り込んで説明に回っていただくなど、きめ細かな対応を行ってきたところであります。

4月1日の制度のスタート時や、4月15日の年金支給日前後には、電話相談や来庁による問い合わせや相談が多数寄せられ、各市町では担当課を中心に対応に当たっていただきましたし、広域連合においても、土日や祝日にも職員が出勤するなど、きめ細かな体制に努めるとともに、丁寧な説明に心がけてきたところであります。こうした対応にもかかわらず、国民の制度への誤解や不安が残っていることも事実であり、国においては円滑な運営を図るための見直しが検討されるなど、長寿医療制度をめぐり、議論が高まりました。

こうした状況を受け、当広域連合といたしましては、5月28日には国民への説明責任と制度の安定運営のための国の取り組みの強化や財源の措置など4点にわたり要望を行うとともに、6月6日には市長会・町村会とともに、県当局に対して、国に対して積極的に働きかけられるよう要望書を提出したところであります。

こうした中、6月12日、政府与党において、後期高齢者医療の円滑な運営を図るための特例対策が決定され、その中で低所得者の保険料の軽減や、普通徴収の適用範囲の拡大、

広域連合と市町村との責任分担のさらなる明確化など、きめ細かな対策が打ち出されたところでございます。この間6月初旬からの平成20年度の保険料確定賦課等の業務が錯綜する中、特別対策の実施にかかる準備作業が加わり、広域連合では膨大な事務が生じますことから、県ならびに東近江市のご理解を得て、7月1日より、それぞれ1名の職員を派遣していただき、事務局体制を強化し、制度の安定運営に向け精一杯取り組んでいるところでございます。

それでは、今議会に提出いたしております案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

今議会には、予算案件2件、条例改正1件、専決処分の承認1件、合わせて4件の議案を提出いたしております。このうち予算案件及び条例改正につきましては、今般の政府与党の特別対策に関わるものであります。これらの案件につきましては、昨年度と同様、幹事会で議論を重ね、その結果を踏まえ、担当課長会議においてお諮りし、その内容を議案として取りまとめたものでありますので、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

まず、予算案件でございますが、議案第9号は平成20年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計の補正予算、議案第10号は平成20年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の補正予算であります。

今回の補正予算は、いずれも国の特別対策にかかる内容であり、先ほど申し上げましたが、低所得者の保険料の軽減や、一層の広報の実施、きめ細かな相談のための体制整備、長寿健康増進事業の実施に対して国の特別調整交付金により全額財源が補填されることとなりました。一般会計では、本年度、医療費の適正化に向けて、国において、保健事業にかかる先駆的な取り組みに対して特別調整交付金による支援が行われることから、当初予算において、高齢者の元気づくりモデル事業を計上し、市町と連携を図りながら、高齢者の健康増進や適正な医療受診体制の整備に関する事業を実施することとしておりましたが、その事業を効果的に推進するためには、専門的な立場から先進事例に関する有効性の調査や評価、健康づくりへの提言や支援、医療受診状況の調査や分析をいただくことが必要であり、専門的な知識を有する大学の協力を得て行おうとしたものであります。

次に、特別会計では、6,370万円の増額補正を計上するものであります。

まず、広報についてであります。制度の安定運営と見直しについて高齢者の皆様の理解を得るため、広域連合と市町が密接に連携を図りながら広報を行っていくことが、これまで以上に大切であると考えております。そのため、パンフレット等の印刷物を配布する

だけでなく、高齢者の皆様に映像で説明することが、より効果的であると考え、制度周知用のDVDを作成し、関係行政機関への配布を始め、老人クラブの会合、病院やデイサービスセンターなどでご活用いただくとともに、民生委員や介護保険のケアマネジャーなど、高齢者の皆様と日頃から接する機会が多い方々に制度の趣旨や内容をご理解いただき、高齢者にお伝えしていただくためのマニュアル作成などをするものであります。

次に、きめ細かな相談のための体制整備についてであります。新たに各市町にコンピュータ端末を1台増設配置し、保険料などの被保険者の情報の検索を複数のコンピュータで可能とすることにより、市町の窓口における相談対応の迅速化を図るとともに、通常業務にかかる電算処理と並行して特別対策に関する電算処理を迅速円滑に遂行するためのコンピュータを広域連合事務所に増設するものであり、機器等の導入を行うものであります。

さらに、保険料の軽減につきましては、国からの財源補填に伴い、被保険者均等割額について7割軽減を8.5割軽減にするための経費が2億154万5,000円。低所得者の所得割額を2分の1の軽減するための経費が1億648万円となり、合わせて3億800万円を国庫支出金に財源更正を行うものであります。次に、条例案件でございますが、議案第11号は、平成20年度の保険料にかかる措置として、所得割を負担する被保険者のうち、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下のものについて所得割額を2分の1軽減すること、被保険者均等割額が7割減額されている世帯の被保険者の保険料を一律8.5割軽減すること、ならびにこれらについて500円未満の端数を免除することとするため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

最後に、議案第12号は、広域連合職員の旅費に関する条例の根拠となっております滋賀県旅費支給条例が改正され、日当を廃止し、旅行雑費が支給されることとなったことに伴い、本年4月1日から広域連合職員の旅行について、旅行雑費を支給することとし、その旅行雑費については、引き続き日当と同様、県内旅行には支給しないこととするため、条例の一部を改正しましたので、これを報告し、その承認を求めますのであります。

以上4件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。どうぞよろしくお願ひします。

議長（山崎甚右衛門君） はい。どうもご苦労さんでございました。

それではまず、議事第9号に対する質疑を行います。議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

その順位はお手元の議案質疑通告書一覧のとおりであります。

まず、10番 谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） それでは、議長のお許しを得ましたので質疑をいたします。

議案第9号、平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についての質疑でございます。

この補正予算につきましては、歳出の社会福祉総務費に500万円の委託料が計上されているところが主たる部分であろうと思うわけでございます。その内容につきましては、議案書によりますと、健康づくり、医療費適正化に関する分析・評価・支援事業となっているわけではありますが、これをどういうところに委託するつもりかということを発言通告をしておりましたら、先ほど、大学に委託をするということを提案説明の中でご説明をいただきました。そこで、大学への、この委託の仕方ではありますが、十分に広域連合が主体性を持ちながら調査をしていただけるような形をとられるのか、内容について分析や評価をどの程度行うこととしておられるのか、さらにはこの分析、評価、支援事業によりまして、滋賀県の後期高齢者医療制度の運営や改善に対して、どのような効果を期待されているのか、そしてその効果により、被保険者はこういったメリットを受けることができるのか、この500万円に対する費用対効果の見込みをお伺いをしたいと思っております。以上です。

議長（山崎甚右衛門君） はい。事務局長。

事務局長（辻 義昭君） ただいま、ご質問いただきました、谷畑議員のご質問につきまして、お答えをいたします。平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、健康づくり、医療費適正化に関する分析、評価、支援事業にかかる質問でございますが、補正予算に計上している健康づくり、医療費適正に関する分析、評価、支援事業につきましては、本年度市町と連携を図りながら、高齢者の健康増進等にかかるモデル事業を実施することといたしておりますが、これを効果的に推進するため、医療受診状況の調査や分析、さらには先進事例に関する有効性の調査や評価につきまして、専門的な知識を有する大学へ委託するものでございます。国が支援する医療費の適正化や保健事業にかかるモデル的な取り組みについて、継続的に実践し、専門機関において高齢者の医療費の状況の変化などを分析検証するなど、モデル事業で得られました成果を踏まえて、さらなる健康づくり施策に取り組むことで、本県の高齢者医療費の適正化に資するものと考えております。以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（山崎甚右衛門君） はい。谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） はい。ご答弁いただきました。受診状況の評価等々につきましてはわかりますが、先進事例の効果についての調査ということではありますが、国のモデル事業等であれば、既に公表されているのではないかなと思うわけではありますが、そういったものについて改めてもう一度それを精査をしておすということによって、こういった適正化が図られるという、その効果を考えておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（山崎甚右衛門君） はい。辻局長。

事務局長（辻 義昭君） 先進的な事例につきましては、老人医療費が低い、あるいは重複頻回受診指導による成果が上がっている、さらには高齢者サロンなど、健康づくり事業が充実していると、こういった先進的な取り組みに対しまして、つぶさに調査等を行った中で、それをもとに他の市町にも生かしていくと、そういう意味合いにおきまして、先ほど申し上げた専門の大学に、そういった評価の有効性等、各方面から調査分析をいただきまして、それらをこのモデル事業に生かしてまいりたいというように考えているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

議長（山崎甚右衛門君） はい。谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） 何度も申し訳ございませんが、その先進事例は大学に委託をしないと調査ができないようなものなのではないのでしょうか。それと、連合としては、こういった効果を念頭において、その大学に対して委託をされるのか、その成果がこういった形で被保険者に返ってくるのか、そのあたりのことをお伺いをさせていただいているわけでございます。その程度の調査であれば、広域連合職員でもできるのではないかなと思うわけではありますが、当然、大学等専門機関に委託をされるということであれば、十分な成果が見込めるといふことであろうと思いますので、そのところをもう一度お伺いいたします。

議長（山崎甚右衛門君） はい。辻局長。

事務局長（辻 義昭君） 広域連合の職員でもできるのではないかとということですが、こういった人的さらにはノウハウを貯えている大学の専門機関にゆだねることによって、かなり精度の高い分析評価というものが得られるというように確信しておりますし、そのことをもちまして、モデル事業を推進していくことが、被保険者なり、この制度上大きな効果を得る、すなわち医療費の適正化につながっていくものであるということから、この事業に取り組んでいくものでございます。以上答弁とさせていただきます。

議長（山崎甚右衛門君） はい。次に、26番。熊谷定義君。

26番（熊谷定義君） 26番の熊谷でございます。

先ほど、長寿医療制度については、連合長のほうからご発言ございましたが、高齢化の進展に伴いまして、医療費の増大が見込まれる中で、高齢者医療をどのように支えたらいいのか、これについて長い間議論されてきたわけでございますけれども、県も町も2年間かけて準備をしまいいりまして、ようやく4月からこうしてスタートしたわけでございますが、スタートの直前から、高齢者の方から多くの疑問あるいは意見等が寄せられまして、大変厳しい船出となったわけでございますが、こうした中で各市町はもとより、この広域連合におきましても、高齢者の方々のこうしたお問い合わせに適切に対応するため、職員各位が土日あるいは休日も出勤するというなど、一丸となってきめ細やかな対応を行っていただいた、こうしたことにつきましては敬意を表するものでございます。

つきましては、第9号の、この一般会計の補正予算第1号について質問をさせていただいたと思いますが、今ほど谷畑議員さんのほうからご質問がございましたが、長寿健康増進事業が補正されているところでございますけれども、高齢者の方に適切な医療を提供することはもちろん、元気で健康で過ごしていただくということが一番必要であろうというように私は考えますが、自らが健康に留意をいただくとともに、行政の方が積極的に高齢者の方の居場所づくりをするなど、健康を保持するという仕掛けを行っていくという必要もあるのではなからうかと考えておるところでございます。広域連合に県内の全ての市町が参画しているということを考えますと、ハードあるいはソフトの両面を含めて広域連合と連携協力して高齢者の健康づくりに取り組んでいくことが大事であるというふうに考えます。

そこで今、この事業の進め方、委託の方法等々については、ご質問があったところでございますけれども、この予算に計上されている中で、健康づくりというものについて、どのように具体的に取り組んでいこうとされているのか、広域連合長にお伺いをしたいと思います。

広域連合長（目片 信君） はい。議長。

議長（山崎甚右衛門君） はい。目片連合長。

広域連合長（目片 信君） 熊谷議員の、広域連合の健康づくり取り組みにかかる質問にお答えをいたします。高齢者の皆様が、いつまでも元気で健やかに暮らしていただくことは、高齢者自身にとっても生きがい活動のきっかけとなりますし、ひいては地域の活

性化にも繋がるとともに、今後の本県の医療費の適正化につながっていくものであり、後期高齢者の健康保持の増進に寄与する施策を積極的に展開することは重要であると考えております。

このため、今年度、国において医療費の適正化の推進や保健事業にかかるモデル的な事業など先駆的な取り組みに対して特別調整交付金による支援を行うこととされたため、当広域連合においては、この特別調整交付金を活用した高齢者の健康づくりや重複頻回受診訪問指導による医療費の適正化についてモデル事業として取り組むべく、既に当初予算に計上しているところであります。今回補正予算に計上いたしました事業の内容は、専門的な知識を有する京都大学医学部の協力を得て、県内において健康づくりに関して先進的に取り組んでこられた市町の施策の有効性を調査評価するとともに、モデル市町を選定し、健康づくり施策に関する提言や支援、医療受診状況の調査や分析を行い、その成果を検証し、効果的な事業の実施方策を考察するものであります。

高齢者の健康づくりを推進していくためには、市町が地域特性に応じて高齢者の生きがい活動を支援し、役割感を創出するとともに、介護保険事業との連携による活動拠点の整備や介護予防施策を展開することが重要であると考えております。このような観点から広域連合では昨年度から介護保険、地域介護福祉空間等整備交付金を活用した市町における高齢者のふれあいサロンや生きがい活動拠点の整備に対する提案や支援を積極的に行い、多くの市町で国の財源を有効に活用してこれらの基盤整備に取り組んでいただいているところであります。

今後とも広域連合と市町とが連携を図り、このような交付金を有効に活用し、各市町が地域の特性に応じた高齢者の居場所づくりや生きがい活動拠点を整備し、さらには就労支援なども視野に入れた高齢者の健康づくりを推進することで、高齢者が活力を持って生き生きと暮らす社会を実現することが、超高齢社会に必要な施策であると考えております。

今年度の事業の成果を活用しながら、広域連合と市町とが連携を図り、地域の特性に応じて工夫を凝らした高齢者の健康づくりに向けた取り組みを積極的に推進することで、高齢者が元気で健やかに暮らすことで、医療費の適正化につなげてまいりたいと考えております。以上であります。

議長（山崎甚右衛門君） 熊谷定義君。

26番（熊谷定義君） はい。具体的にありがとうございます。今おっしゃりましたよ

うに、連合の方から、市町村につきましても、居場所づくり、あるいは就労、ふれあいサロンの事業等についてご指導いただきながら、ハード面で今、整備をさせていただいているところでございますが、問題はやはりソフト面も大事だろうというふうに思いますし、また、やはり広域連合と実際に事業を行うのは市町でございますので、十分連携を取りながら進めていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（山崎甚右衛門君） はい。以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第9号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎甚右衛門君） はい。着席願います。起立全員であります。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号に対する質疑を行います。議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず10番。谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） 議長のお許しを得ましたので、議案第10号、平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

まず歳出であります。議案書の8ページです。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、12節役務費480万6,000円が広告料として計上されております。先ほど、こういった形で使っていくかということにつきましては、質疑の発言通告に書いておりましたところ、連合長の提案理由の説明の中でお伺いいたしました。その中におきまして、これまでも不十分であったとされる広告について、この480万円くらいで十分に被保険者に対して効果的な広告が打てるかと考えておられるのか、その認識をお伺いをいたします。

次に第13節、委託料として3,166万5,000円が計上されておきまして、その

うちサーバの増設委託が2,731万3,000円とされております。このサーバ増設の必要性とその具体的な内容用途についてお伺いをいたします。同じく委託料に、DVD作成として410万円が計上されておりますが、このDVDとはこういった目的で、こういった内容のものが作成され、それがこういった効果をもたらすのか、その費用対効果の見込みについてお伺いをいたします。

最後に18節、備品購入費で、システム端末や電算機器購入ということで1,716万5,000円が計上されております。これは先ほど提案理由の説明の中でご説明があった、各構成市町等に設置をする端末のことであろうと思うわけでありましたが、これを新たに設置をする必要性というものがあるのか、現在の電算機器に余裕がないのかどうか、また、この電算機器を導入していくということが当たり前になってきていると思っているわけですが、その入れ方が場当たりのではないのかどうか、そしてその広域連合が考えている後期高齢者医療制度全体にかかる電算機器の総体は十分に連携が取れているのかどうか、そのシステム整備の基本的な考え方を併せてお伺いをいたします。

議長（山崎甚右衛門君） はい。辻局長。

事務局長（辻 義昭君） 谷畑議員のご質問にお答えをいたします。

議案第10号平成20年度滋賀県後期高齢者広域連合特別会計補正予算（第1号）にかかる4点の質問についてお答えをいたします。

まず1点目の広告料についてでございますが、その主なものは、広く県民の方々にご理解をいただくために、全国紙など6社に今回の特別対策の内容につきまして紙面を購入して掲載するものでございます。多くの皆さんに制度の内容につきまして理解をいただくため、こうした広報手段は大変有効であると考えており、今後ともいろいろなツールを活用いたしながら広報をしてまいりたいと考えております。

次に2点目の、サーバ増設委託料についてでございますが、現在、業務運用のテストや結果には評価環境用のサーバにより運用しておりますが、通常業務の日次処理や月次処理等におきまして、フル稼働しておるのが現状でございます。今回のような特別対策に伴うテスト実施や結果の検証をするためには、通常業務のテスト・検証作業を一時的に停止しなければならず、業務運用に支障をきたしているのが現状でございます。そのため通常業務と並行いたしまして、特別対策に関する電算処理を迅速、適切に遂行するため、サーバを1台増設するものでございます。今回の電算機器導入により、今後の制度改正に対する十分な結果の確認や通常業務検証作業の分散が図れ、的確で迅速な電算処理業務が行って

いけるものと考えております。

3点目のDVDの作成についてでございますが、高齢者の方々に映像で長寿医療制度の内容を説明することは効果的であると考えております。このため、今般、本県独自で作成することとしたものでございます。このDVDは高齢者が多く集まれるデイサービスセンター、病院などに配布をいたしましてご覧いただき、効果的に活用することによりまして、制度の定着と安定を図ってまいりたいと考えております。

最後に4点目の備品購入費のシステム端末についてでございますが、今回の特別対策に伴い、市町窓口や電話での問い合わせ等に対しまして、きめ細やかな相談や迅速かつ的確な対応をするため、複数の端末機を設置し、身近な窓口での相談体制の整備を図られるよう、広域連合に2台、全市町に計26台の端末を配置するものでございます。また、来年度にも制度見直しが予定されており、今後も住民からの問い合わせ等が増加するものと見込まれますことから、今回整備する機器を活用する中で、迅速にかつ適切、丁寧な対応ができるものと考えています。広域連合における電算システムは、本制度の運営の根幹をなすものでございます。そこで、導入に当たっては、平成18年度から県及び市町の担当の方々に参画をいただき、準備委員会で電算部会を設け、より安全で確実なシステムの整備について十分議論をいただき、その結果を踏まえてシステムを構築したものでございます。システム構築にあたっては、県内26市町と広域連合とのシステム連携が十分図れるよう、安全、迅速、的確を基本とし、指名型プロポーザル方式によりシステムを導入してきたところでございます。電算システムは制度運営の根幹をなすものでありますことから、今後も関係者の意見を十分お聞きしながら、円滑な事務が遂行できるよう、適切な電算システムの構築を図ってまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長（山崎甚右衛門君） はい。谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） 今、普通であれば、ここで納得さしていただくわけですが、最初の広告につきましては、おそらくこれでは不十分ではないかなという点についてはご指摘をさせていただいております。その他の点につきましては、サーバにつきましても電算機器につきましても、そういった方針で進んでいただきたいと思いますわけですが、1点、DVDについてでございます。先般京都新聞に、7月28日付けで、このDVDについての記事が載っていたと思います。このDVDをどうやって作成をされたのか、また、その記事の中には、1,000枚を作成して、7月中に作成をして配布をするということが書かれてございますが、当初の予算においては、広報関係費は一般会計の中で少し盛り

込まれておりましたが、今回は特別会計の中でDVDと明示をされているわけがありません。

平成20年度の一般会計予算の当初の説明においても議案書の中においても、このDVDについては一言も触れられていなかったと思いますが、これについてはどういった経過で作られて、そして今回特別会計に上げられているDVDとは同じものなのか、違うものなのか、もし同じものなのであれば、予算が通ってないうちにこういったもの作ってしまうということについては、非常に議会の審議をおろそかにしているのではないかなという疑問を持っております。これにつきましては、新聞に資料提供はされた後、今に至っても議員に対しては示されていないわけでありまして、議会軽視ではないのかなと思うわけでございます。先般の事務担当者の会議では示されたようではありますが、この議会はいくまでも議員により構成をされているものであります。首長として、ここに臨んでいるわけではございません。この議会の性格が多分よその府県の広域連合とは違って、首長もしくは副首長で議員が構成されているというところから生じているんだろうと思いますが、議員はいくまでも議員であります。議会に対してきちんと説明をしていただきたいということでもあります。それと、今ほど申しましたように、当初の一般会計予算と今回の特別会計補正予算との関係、このDVDを作成した予算的根拠、こういったものと今回の特別会計の補正予算の内容との関連性について、お伺いをしたいと思います。

議長（山崎甚右衛門君） はい。辻局長。

事務局長（辻 義昭君） ただいまの、再度のご質問にお答えをいたします。

制度開始後全国的に当制度の広報周知が不十分であるということが国においても認められ、その必要性が叫ばれた経緯が一つ大きくございまして、特別対策が打ち出されたことを受け、当広域連合では、きめ細かく広報周知に取り組んでまいりましたが、さらに高齢者にとってわかりやすい広報周知が大変大事である、それも早急に対応していく必要があるという認識に立ちまして、当初予算の中ではご承認いただいておりますが、流用という形の中でさせていただいたものでございます。今回このような形でさせていただくことによって、さらに広く県民の方々、特に高齢者の方々に、映像を通して制度の中身、さらには変更される新たな内容等についてお知らせをしていきたいという思いがありましたことから、そういった形を取らせていただいた経緯がございます。

このDVDについては7月中に配布をさせていただき段取りでやっておりますが、広く関係機関にも配布をしながら、高齢者の方々に特に見ていただくような場を作っていた

きたいと考えているところでございます。執行における予算の流用の権限の中でやらせていただいたということをご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（山崎甚右衛門君） はい。谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） ご答弁をいただいているのですが、特別会計と一般会計の関係。

議長（山崎甚右衛門君） 辻局長。

事務局長（辻 義昭君） 今回の特別対策として、この財源が確保されるということでございますので、一般会計ではなく、特別会計の中でこの事業を展開していきたいと考えているところでございます。

議長（山崎甚右衛門君） 谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） 今の答弁、少し納得がいかないんですが、今回特別対策としての財源確保がなされますので、それで進めたいということは、今は流用してないということなんでしょうか。どこから流用したのかということをお伺いをさせていただいているわけでありまして、今、聞かれたから突然、この範囲内でやらせていただいておりますということなのか、その点について、お伺いさせていただきたいと思っております。

要するに当然早期に対応しなければならないというのは十分承知をしているわけでありましてけれども、あくまでもこれは保険者から集まった保険料とそれから税金が投入されているものであります。それを議会にきちんとお諮りをいただいて、それから執行していただくということが本筋であろうと思うわけでありまして、先ほど申しましたように、極めて議会の軽視しているのではないかなと思うわけでありまして。このDVDについても、議会の質疑も何もないうまに作られて、そしていつの間にかマスコミ発表されて配布をするということであるわけでありまして、やはりこのあたりはきちっとしていただかなければ、被保険者または構成市町の信頼を得られないのではないかなと思うわけでございます。ですからその点については、きちんとその出所を明らかにしていただきたいと思うわけでありまして、うがった見方をすると、ほんとに事務的処理されているのかなという思いも持っているわけでございます。ですから、その点についてもう一度、これで最後の機会です。ですから、きちんと明確にご答弁をいただきたいと思っております。

議長（山崎甚右衛門君） はい。辻局長。

事務局長（辻 義昭君） どこから流用したのかということでございますが、これは特別会計における一般管理費の中で対応させていただいております。一般会計のほうではなく、

特別会計の中の一般管理費で流用させていただいていることをお答えとさせていただきたいと思います。

議長（山崎甚右衛門君） はい。次に、11番、海東英和君。

11番（海東英和君） 11番の海東でございます。なるべく端的にご質問申し上げます。後期高齢者医療の特別会計の、ただいま谷畑議員からもご質問のありました、広報というものに関することでございます。この制度がスタートするにあたって、いろいろご努力いただいて、滋賀県の場合は特別大きな混乱もなくできたことは、大変喜んでおりますが、やはり我々地域では、全てを預かる立場でございますので、例えば、東京都が高齢者が長年慣れ親しんでこられた保険証のサイズで実行されたということなどと比較して我々の保険証を見つめると、やはりもっともっと丁寧に私たち自身も考えるべきだったなあということを反省せずにはられません。

そして今回の制度の変更等で、地域を職員が訪ねて、高齢者の方を歩いておられますと、これは表向きだけの広報では到底伝わらへんわ、という実態がいっぱい出てまいります。

郵便そのものがちゃんと始末ができていない高齢者がたくさんいらっしゃるし、まともに関心を持っておられない高齢者がたくさんいらっしゃいます。高島市は高齢化率26%であります。そういう中で85歳を越えると、4人に1人の方が認知症が色々な形で発症していると言われております。ですから、改めてこれからの広報というものについて、一面的な考えよりも、よりいろんな意味で心を尽くして、より伝わるように配慮を願いたいと思わずにはられないということで、ご質問に立つことにさせていただきました。

ですので、まず1点目は、高齢者の方は、今回、年寄りが大事にされていないということをもっと強くお感じになりました。このことについてもやはり克服していくために、高齢者を取り囲む保険や福祉や医療の制度について、全般的にある程度理解のできるような広報が必要ではないかというふうに感じます。後期高齢者医療制度だけを詳しく細かく説明するよりも、大きなところからこういう形で75歳以上の方は守られていて、その中で介護保険はこう、年金はこう、そして、この後期高齢者医療はこうですよという説明が、やっぱり高齢者にとっては必要だなあと実感が現場の声として上がってきます。ですので、そういうような形の広報というものも視野に入れていただくことができないかということが1点目であります。

それから、広報通知等、制度を周知していただくことの難しさは、当事者ご本人が十分

理解をできない場合の、家族やそれをサポートする方々への働きかけをどのようにきちんと織り込むかということも必要であろうかと思えます。このことについても我々も地域では首長として責任がありますので、ここでやはり十分にそのことを視野に入れて広報の体制に盛り込んでいただければ、よりよいものになるのではないかと思うところであります。

そしてやはり3点目は、保険証とか通知とかいろいろご配慮いただいていると思えますが、くれぐれも全国の平均というものを見るのではなくて、滋賀県が最も高齢者に寄り添い、その心情に添った形できちんと説明が行き届くような広報に努めていただきたいというふうに思うところでございます。以上でございます。

議長（山崎甚右衛門君） はい。目片連合長。

広域連合長（目片 信君） 海東議員の、広域連合の広報にかかる3点の質問にお答えをいたします。

まず1点目の社会保障制度を含めた広報活動についてでございますが、高齢者の方々が地域で安心して生活を送っていくためには、医療、介護、年金などの社会保障制度や、生活に必要な情報をお伝えすることは大切なことでございます。このため、高齢者の皆様の生活に必要な情報提供については、市町の広報誌等で取り組んでいただいているところでございます。高齢者の皆さんにとっても、住民に最も身近な市町が必要な情報を一元化し提供していただくことが一番望ましいものでないかと考えております。広域連合といたしましては、まずは長寿医療制度の定着と安定運営が必要でありますことから、この情報提供にしっかりと取り組んでいくことが肝要であると考えているところでございます。

次に2点目の、高齢者により、身近におられる家族やサポートする方への働きかけについてでございますが、高齢者の家族や、サポートする方々に対する制度の周知は非常に効果があると考えております。広域連合では昨年度は、県内50万世帯を対象としたパンフレットの全戸配布をはじめ、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会の会報や、ケアマネジャーの研修会の場において、高齢者の身近に接しておられる方を対象に、制度説明を行ったところでございます。本年度においては、当初予算でも、こうしたことを念頭において、パンフレットの配布等を行ってきたところでございますし、このたびの補正予算においては、特に日頃から高齢者の方々と関わっていただいている、介護保険、ケアマネジャーや、介護従事者、民生委員などの方を対象とした制度マニュアルを作成し配布することや、さらには、福祉、介護を学んでおられる学生の皆様にも配布し、高齢者を周りから支える方々への働きかけを行ってまいることとしております。また、家族の皆さんのご

理解も大変重要でありますことから、特別対策の内容について全戸配布するなど、高齢者の家族やサポートする方々への制度の周知に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、3点目の、高齢者に配慮した事務の実施であります。6月12日の政府与党による特別対策では、わかりやすい説明、見やすい印字に心がけるべきであり、例えば、保険証の切り替え時期には印字を大きく変更するなど、高齢者の方々に十分配慮すべきであるとの内容が示されましたところであります。当広域連合においては、昨年度からも各市町の皆さんと検討を重ね、レイアウトの工夫や、見やすい文字にするなど、わかりやすい、見やすい事務に努めてきたところでございます。しかしながら、保険証については、文字が小さく読みづらい、カードが小さい、などの意見をいただいたところであり、今後市町の皆さんや関係者の意見を聞きながら、その対応について検討することといたしております。今後とも、高齢者の皆さんに、わかりやすく見やすくなるように心がけ、事務を行ってまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

議長（山崎甚右衛門君） 海東英和君。

11番（海東英和君） はい。ありがとうございます。今後の検討課題として、提案をさせていただきたいと思っております。長寿医療の定着安定運営を目ざして、いわゆる長寿医療制度については、この広域連合が、きちりやるので、後のことについては、市や町がしっかり広報するのが適当であるということが、今の現在の方法論であります。市や町というのは実はここに議員で座っております我々自身であります。ですので、例えば後期高齢者連合の事務局が、市や町から業務委託を受けてという形ででも、この全体がわかるような説明というものを作っていく努力をしてもいいのではないかと。そしてその中で、後期高齢者医療というのが支える部分はここですよということのほうが、本当に高齢者にとってはわかりやすいのではないかとこのように思うところもありますので、今後ご検討いただければ幸いです。

議長（山崎甚右衛門君） はい。答弁はよろしいね。

副広域連合長（井上 正君） ただいま、ご提案をいただいております内容については、先ほど連合長がご答弁申し上げましたように、高齢者の生活を全般的に支える情報というのは大変大事だということを考えております。今後いずれにしても広報というのは広域連合と市町がどう連携を深めながら、どのような形で高齢者の方に情報を提供していくかということになるかとは思っておりますので、また課長会議等の中でも、この問題も含めて今後の効果的な高齢者の方への情報提供について、またお話をしていきたいし、対応策

についても協議していきたい。

議長（山崎甚右衛門君） はい。次に26番。熊谷定義君。

26番（熊谷定義君） 私も、今、この、長寿医療制度について、なかなか周知が難しいというようなことで、広報の進め方についてお尋ねしようと思っておりましたが、今ほどいろいろとご説明いただきましたので、そのことを十分果たしていただきたいと、こういうようお願いをしたいと思いますし、また実際に、やっぱりなんだかんだ言いましても、市町の窓口がこれを受け持つわけでございますので、先ほども申し上げましたが、十分その辺のところは連携を取ってもらいたいと思いますのと、それから、これを、この市町のほうに、どのように周知、今後の予定として、例えば担当者会議をするのかとか、いろんな具体的な方策がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

議長（山崎甚右衛門君） 連合長。

広域連合長（目片 信君） ご答弁申し上げます。先ほど海東議員に答弁した内容と同一であろうかというふうに思いますが、改めて、熊谷議員の広報啓発の方策について、ご質問にお答えいたします。

当広域連合では、迅速的確な広報、わかりやすい情報提供、きめ細かな対応、の3つの方針を掲げ、これまでから市町と連携し、広報活動を行ってまいりました。例えば県内全世帯を対象としたパンフレット配布や、医療機関等へのポスターの掲示や、路線バスへの車内広告をはじめ、老人クラブ連合会や民生委員児童委員協議会、ケアマネジャーの研修会の場において、高齢者に身近に接しておられる方を対象に、広域連合職員が自ら出向き説明を行ったほか、市町においても、市町の職員の皆さんが、地域に入り込んで積極的な活動を行っていただいたところでございます。しかしながら、ご質問にありましたように、現状では、高齢者の方々のご理解を十分に得られたという状況ではないと考えております。こうしたことから、当初予算でもパンフレットの配布などの予算を計上しているところでございますが、さらに、高齢者の方々によりわかりやすく説明することができるDVDの作成や、民生委員や介護保険のケアマネジャー、介護従事者、病院関係者、市町、地域包括支援センター職員など、日頃から高齢者と接する機会が多いの方々を対象とした制度説明マニュアルの作成、来年度からの特別対策にかかるパンフレットの全戸配布などについて、今回の予算に計上をしており、今後も適宜効果的な広報に取り組んでまいりたいと考えております。なお、去る7月25日に、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正され、各市町の事務として広報が位置づけされましたことから、長寿医療制度の定着と安定運営

に向け、より一層市町と連携を深め、さらにわかりやすく見やすい広報に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

議長（山崎甚右衛門君） はい。熊谷定義君。

26番（熊谷定義君） はい。

議長（山崎甚右衛門君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第10号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎甚右衛門君） ありがとうございます。着席願います。起立全員であります。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号に対する質疑を行います。議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。26番。熊谷定義君。

26番（熊谷定義君） はい。何回もすみません。やっぱり十分にお互い理解しなければならぬということで、再度質問させていただきますが、今おっしゃいましたように、長寿医療制度の定着と安定運営は必要不可欠であるというふうに考えておりますけれども、十分高齢者の理解を得られておらないという状況から、今回、先ほどお話にありました6月12日に特別対策がなされたところでございますけれども、スタートしてからいろんなこうした対策がなされてくるというのが現状でございます。今回もこうして条例を出されておるんですけれども、こうした国の特別対策にかかる所見について、連合長はどのようにお考えをされておられるのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

議長（山崎甚右衛門君） はい。連合長。

広域連合長（目片 信君） 熊谷議員のご質問にお答えをいたします。ご承知のとおり、我が国は急速な少子高齢化の進展により、世界に例を見ない超高齢社会を迎えようとしており、増大する医療費を世代間でどのように負担し、みんなが納得する安定した医療制度

を築いていくのが国家的な課題となっております。長寿医療制度はこうした背景のもと、多くの関係者が長きにわたり議論を重ね、創設されましたものでありまして、当広域連合では一昨年来から各市町と緊密に連携して制度開始への準備を進め、パンフレットの全戸配布や、市町による出前講座など、きめ細かな広報を行う中で4月1日を迎え、円滑にスタートするものと思っておりました。

しかしながら政府による広報が必ずしも十分でなく、制度の趣旨や仕組みが国民の皆様にも十分伝わらず、制度に対する誤解や不安が生じるなど、制度を取り巻く環境は大変厳しいものとなりました。こうした中、政府与党において、6月12日に特別対策が決定されたところであります。この対策は低所得者の方々の保険料の軽減や、普通徴収の適用範囲の拡大、広報啓発、相談体制のさらなる充実、さらには健康づくりの推進などを内容とするものであります。私といたしましては、特別対策を実施するために、条例改正を上程しているところございまして、所得の低い方への配慮として、保険料の軽減や、より一層の広報や、きめ細かな相談体制の充実に取り組むなどが盛り込まれており、制度の円滑な運営を図るための当面の対策としては一定評価できるものと考えております。長寿医療制度はスタートしたばかりであり、制度運営の中で、課題も出てくると考えられます。

このため、まずは新制度の運営に着実に取り組み、その上で見直すべき課題は見直すよう、国に対して意見を述べてまいりたいと考えております。私といたしましては、長寿医療制度の重要性に鑑み、この制度の定着と安定運営に向けて、市町の皆さんとともに精一杯取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

議長（山崎甚右衛門君） 熊谷定義君。

26番（熊谷定義君） ありがとうございます。いろいろ制度が変わってまいりますし、一方的に受けるだけでなく、我々連合の議員としても意見は意見として、また国のほうへもまとめて言うという姿勢も大事だろうというふうに思いますので、その辺またよろしくをお願いします。以上で終わります。

議長（山崎甚右衛門君） はい。以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第11号については通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 1 号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎甚右衛門君) ありがとうございます。着席願います。起立全員であります。

よって議案第 1 1 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 1 2 号に対する質疑を行います。議案質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。10番、谷畑英吾君。

10番(谷畑英吾君) 議長のお許しを得ましたので質疑をいたします。

議案第 1 2 号、専決処分の承認について。内容は、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、内容的には問題がないように見えるわけではありますが、事前にいただきました提出議案一覧表の主な内容のところ、「ただし、滋賀県内の旅行については、当分の間、旅行雑費を支給しない」とあるわけでございます。

ただ、JR 大津駅と JR 山科駅は隣接しているものの滋賀県外への旅行となるわけでありましたが、こうした場合、他の事例を比較考慮して考えるべきではないかと思うわけであり。滋賀県内の旅行について当分の間、旅行雑費を支給しないとされた基本的な考え方をお伺いしたいと思います。また、そもそも旅行雑費とは何であるのか、そしてそれがどこに定義されているのかについても併せてお伺いいたします。

議長(山崎甚右衛門君) はい。辻局長。

事務局長(辻 義昭君) 谷畑議員のご質問にお答えをいたします。

旅費雑費にかかる支出についてでございますが、広域連合職員の旅費の支給に関する条例につきましては、その根拠になっております滋賀県旅費支給条例の改正により日当が廃止され、旅行雑費を支給することとされたため、改正したものでございます。なお、県内の旅行につきましては、既に平成 19 年 7 月 1 日から日当を支給しないこととしており、日当と同様、県内旅行には支給しないこととするものでございます。また、旅行雑費については、既に旅行雑費に改正している滋賀県及び大津市では、旅行の目的地である地域内を交通機関で巡回する場合の交通費等を賄うための費用と解釈しているものでありまして、当広域連合といたしましても同様に考えておるものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長(山崎甚右衛門君) はい。谷畑英吾君。

10番(谷畑英吾君) ただいまのご答弁で、根拠が滋賀県旅費支給条例ということをおっしゃられましたが、実はこれは根拠ではないわけですよ。ですからその点についてお伺いしているわけでありまして。旅行雑費について、この広域連合において、どこかで定義されたところがあるのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

議長(山崎甚右衛門君) はい。辻局長。

事務局長(辻 義昭君) 旅行雑費についての定義は特にございません。これは先ほど申し上げましたように、旅行雑費そのものについては、滋賀県なり、あるいは大津市での解釈を、同様に広域連合として考えているものでございます。

議長(山崎甚右衛門君) 谷畑英語君。

10番(谷畑英吾君) 3度目です。要は、この広域連合は自治体であるはずですから、自治体として自らの判断でものを考えなければならないと思うわけでありまして。

ところがこの条例については、内容はほとんど滋賀県条例に丸ごと依拠しているわけでありまして、滋賀県条例が変わったら中身が変わると。それは全くこの連合としての主体性がないわけでありまして。ですから、この点についてお伺いしているわけでありまして、滋賀県がこう言っているから、大津市がこう言っているからということではなくて、広域連合として、この旅費雑費というものをどう考えているのか、その点についてお答えをいただきたいということを先ほど来申しているわけでありまして、ただ単に、ここに旅行雑費に改めると改正条例に書いてあるだけでは理解ができないと思うわけでございます。

ですから、この点について、この旅行雑費の意味について、広域連合としてはどう捉えているのか、この点についてお伺いしておきます。

議長(山崎甚右衛門君) 辻局長。

事務局長(辻 義昭君) 先ほど申し上げましたように、職員の旅費に関する条例につきましては、滋賀県の職員の例によるということで、平成19年2月1日に専決処分をいたしまして、その翌月の3月29日に開催されました広域連合議会定例会において承認をいただいている、こういった経過がございます。従いまして滋賀県の職員の例により改正をする、また、独自性の問題につきましては、先ほど、県内の旅行について支給をしないとしていることにつきましては、これは広域連合独自の規定でございまして、そういった意味では独自性もあるというように考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長(山崎甚右衛門君) はい。以上で通告による質疑は終了いたしました。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

10番、谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） 議長のお許しを得ましたので、原案に対して反対の討論をさせていただきます。この職員の旅費に関する条例については、先ほどの質疑の中でも明らかとなりましたが、本連合とは全く関係のない団体である滋賀県の職員の例によるとされている点に大きな疑問点があるわけでございます。実際滋賀県は補助金もカットをされておられますし、この広域連合に対してどういう立場で臨んでおられるのかもわからない団体の条例をそのまま引いてきて、そこが変わったから変えますよということで本当にこの広域連合としての独自性が保てるのか、それによって被保険者ならびに構成市町に対して責任ある態度がもてるのか、この点について甚だ疑問があるわけでございます。特に、都道府県未満の団体であれば、通常は都道府県が許認可権者になるわけでありましたが、この広域連合は都道府県域の団体であります。ですから、もう少し矜持をもって対応していただきたいと思うわけでございます。先ほどは事務局長から、平成19年11月の臨時会において専決処分の承認をいただいたというご答弁をいただいたわけでありましたが、その事前にかかれた議員全員協議会においても私は指摘をしたと思っております。この点について、やはり、本広域連合独自の条例を作る必要があるかということで、その時に質問をさせていただいた記憶があるわけでありまして、そういった気はなさそうでありまして、また、20年3月の定例会においても専決処分をしておられるところであります。

実際、この、今回の改正が減額をされる方向性であるからいいようなものの、造林公社問題で、おそらくそういった可能性はないと思いますが、今後例えば県が大幅にアップをした場合、それに引きずられてこの広域連合の旅費は上がっていくのか。先ほど愛荘町から選出された議員がおっしゃっておられましたように、それぞれ構成している市町の財務状況はバラバラであります。そういったところであるにもかかわらず、県が改正をしたからこの広域連合も改正をするというような形が許されるのかどうか。特に、市町の足並みは一つではないということをご指摘をさせていただきたいと思っております。

ですから、滋賀県はこの広域連合に対する直接的な責任を持っているところではありません。ですから、そういったところの条例を引用してくるということについては、構成している市町に対する責任との絡みをどう考えていかれるのか、そこのおそらく不明になってくると思いますが、そして県との関係の責任についても不明になってくるわけ

でございます。ですから、この広域連合については、私は、国保連合会のような形の任意団体ではないというふうに認識をしているわけでありまして、やはり自治体としての広域連合の気概ややる気、そして被保険者や構成市町に対する責任感の発露ということが見えてこないわけでありまして。

ですから、この独自の旅費条例を定めていただきたいわけでありまして、同様に、その、平成19年11月の臨時会での専決処分の中には、議員や非常勤職員の公務災害補償条例、それから職員の分限に関する手続及び効果条例、そして職員の懲戒の手続き及び効果条例についても、これは県の例を引いておられます。しかしこれはあくまでも自治体でありまして、よその自治体の例をそのまま引用してきて、それが変わったから変えますというような主体性のないことでは困るわけでありまして。とくにこの後期高齢者医療については国民の非常に厳しい目があるわけでありまして、きちんとこの広域連合で責任を持てる体制をとっていただきたいと私は強く望むわけでありまして。

ですからこの議会においても、議員が、首長ないしは副首長で構成されているという中において、十分な議論ができるのかどうかという不安もあるわけでありましてけれども、やはり1日も早く責任ある独立した自治体となるように願いたいということを含めまして、私はこの専決については反対ということで討論をさせていただきます。以上です。

議長（山崎甚右衛門君） はい。これをもって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第12号「専決処分につき承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（山崎甚右衛門君） ありがとうございます。着席願います。起立多数であります。よって議案第12号は原案のとおり承認されました。暫時休憩をいたします。議員には自席にてお待ちを願います。

（午後2時5分 休憩）

（午後2時7分 再開）

議長（山崎甚右衛門君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま、お手元に配布をいたしました発議第1号、長寿医療制度の定着・安定運営を求める意見書（案）が提出されました。この際、これを急施事件と

認め、日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎甚右衛門君) 異議なしと、認めます。よって発議第1号、長寿医療制度の定着・安定運営を求める意見書(案)を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

(追加日程第1)

議長(山崎甚右衛門君) 追加日程第1、発議第1号長寿医療制度の定着・安定運営を求める意見書(案)を議題といたします。それでは提出者の説明を求めます。自席にてお願いします。中村功一君。

第12番(中村功一君) 先刻来、さまざまなご議論が出ております。こうした中ではございますが、後期高齢者医療制度に関します意見書を提出させていただきたい。提出者を代表いたしまして、提案説明を申し上げます。

急速に進展いたします高齢化に伴い、医療費の増大が見込まれる中、今までの老人保健制度では、現役世代と高齢者世代の負担が明確ではなく、保険料と給付が別々の制度であり、財政責任が明確でない等々の問題がございました。そこで長期にわたる議論の結果、これらを解決する手段として、高齢者1人1人に保険料を負担いただくとともに、現役世代や公費からの負担によって、みんなが支える制度として、また、都道府県単位で全ての市町村が加入する広域連合を運営主体とすることによりまして、財政運営の責任を明確にした新しい制度として、4月からスタートしたところであります。

しかしながら、これも、お話がたくさん出ておりましたけれども、高齢者の皆様に対する制度の周知が十分でなかった。そこで、制度全体に対して不信を招くとか、また、不安を感じさせているとか、大変混乱を招くこととなりました。また、保険料を年金から徴収する納付方法につきましても、高齢者の皆さんから納得が得られていないというふうな状況もございまして、多くのご意見や相談が寄せられました。そこで市町や広域連合におきましては、窓口対応が大変な状況にあって、各市町の、それぞれの議会におかれましては、多くのご議論をいただいたところであります。

こうした状況を受けまして、国におきましては、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について発表されまして、制度の円滑な運営を図るための措置が実施されることにもなったわけでありまして、住民の皆さんに安心して医療を受けていただくとともに、将来に向けても安心できる医療制度を堅持するために、当広域連合議会におきましても、長

寿医療制度の定着と安定運営を求める意見書を国会及び関係行政庁に対して提出することによりまして、住民の皆さんに医療の安心を届ける制度として、その役割を果たすことを切に願うところであります。

意見書の案文につきましては、お手元にありますように、5つの項目につきまして意見を具申するところであります。

1つ、長寿医療制度の根幹を堅持した上で、今後とも見直すべき課題は素早く見直すとともに、迅速な制度の定着・安定運営を図ること。2つ、国民に対しまして、これまで以上に長寿医療制度について、きめ細かな説明と周知徹底を図り、国民の理解を得るための広報活動を行うこと。3つ、今後新たな対策を講じるにあたりましては、必要な財源を地方の負担に転嫁することなく国が全額の措置をするとともに、制度を運営する現場においては、相当量の業務が発生いたします。これらにつきましても、さらなる混乱を招かないように具体的な実施方策について十分に協議をすること。4つ、長寿医療制度の運営は都道府県を単位としており、その円滑な運営を図るためには、都道府県の積極的な関与あるいは支援が必要であり、早急に具体策を提示すること。5つ、高齢者の特性を踏まえた診療報酬体系につきましては、国民はじめ医療関係機関に十分に理解が得られていない状況も見受けられますことから、国は責任をもって説明し、理解の促進に努めること。さらに、後期高齢者の生活実態の把握に努め、後期高齢者にふさわしい医療として、より一層の充実を図りたい。以上のとおり提案をさせていただきますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げて提案説明を終わります。

議長（山崎甚右衛門君） はい。これより、ただいま、議題となっております発議第1号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎甚右衛門君） ご質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております発議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山崎甚右衛門君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第1号「長寿医療制度の定着・安定運営を求める意見書(案)」は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(山崎甚右衛門君) ありがとうございます。着席願います。起立全員であります。

訂正します。起立多数でございます。

よって発議第1号は原案のとおり可決をされました。本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任されたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎甚右衛門君) ご異議なしと、認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任することに決しました。なお、意見書は、本職により直ちに衆参両議院議長ならびに内閣総理大臣ほか3大臣に提出をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもって、平成20年8月、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。(午後3時49分 閉会)

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成20年8月2日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

山崎 甚右衛門

署名議員

中嶋 武嗣

署名議員

谷畑 英吾